

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字西新井宿字松山八百六十一番一外二十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三十九・九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇三七七三四立方メートル毎秒